

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
3	<p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律部分)</p>	<p>政策評価結果を踏まえ、平成 30 年通常国会に提出した「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」における原子炉等規制法に係る改正案に、同法 43 条の 3 の 7 等の「申請者（法人にあつては、その業務を行う役員）が成年被後見人に該当する場合は許可等を与えない」旨の欠格条項を削除した上で、個別審査規定として「心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者」を規定することとし、平成 30 年 3 月 13 日に閣議決定された。</p>